

葦山文化センター(葦山時代劇場)日だまり広場の貸出について

大河ドラマ館の開設に併せ、葦山文化センターを訪れる人たちを歓迎し、市民等による賑わいづくりを推進するため、日だまり広場の貸出を令和5年1月15日までの間試行いたします。ご希望の方は葦山文化センターまでお問い合わせください。

《貸出条件》

- ① 来訪者に対する営利を目的としないイベント等に限り、ます。《例：演奏や踊りの披露など》
- ② 貸出時間は8：30～17：00とする。ただし、準備や片付の時間は含まない。
- ③ 貸出時間に他の者が大ホールを使用していないこと。
- ④ 葦山文化センターの部屋のいずれかを使用すること。《日だまり広場の使用料は無料》

《受付》

- ① 日だまり広場の使用を希望する者は、葦山文化センターに別紙「葦山文化センター目的外使用承認申請書」を提出し許可を得ること。
※ 使用目的などにより、必要な添付書類を提出してもらうことがあります。
 - (1) 申請書にイベントの概要が分かる書類を添付してください。
 - (2) テントや机等を設置する場合は、位置図を添付してください。
 - (3) 火気を使用する場合は、責任者・防火対策・火気使用状況の分かる書類を添付してください。
- ② 目的外使用承認申請書を提出できる者は、同日同時間帯に葦山文化センターのいずれかの部屋の使用承認を受けている者であること。
- ③ 日だまり広場の使用を取りやめる場合は、速やかに施設使用承認の取消を申請した上で承認書を返還すること。

《禁止事項》

- ① 車両の走行やスポーツなど芝生を傷める行為
- ② 一般利用者の施設利用を阻害する行為
- ③ 騒音や臭気など、周囲の環境に影響のある行為
- ④ その他、施設の運営や公序良俗に反するがある行為

《注意事項》

- ① 備品を使用する場合は、別途「物品借用願」を提出してください。
- ② 食品や火気を扱う場合は、保健所や消防署の許可が必要となります。主催者が必要な許可を受けてください。
- ③ ごみは主催者の責任で処分してください。
- ④ 飲食を提供する場合は、必要な感染症対策を講じてください。

文化振興課（葦山文化センター）電話 055-949-8600